様式第六（第十六条、第十六条の二、様式第十六の三、第九十九条、第百条、第百十四条の六十六、第百十四条の六十七、第百二十七条、第百三十七条の六十四、第百三十七条の六十五、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係）

別紙24

変　　更　　届　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) | 業務の種別 |  |
| (2) | 許可番号または認定番号及び年月日 |  第　　　　 　号・ 　　 　年　　　月　　　日 |
| (3) | 薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、営業所又は店舗 | 名　称 |  |
| 所在地 |  〒　　　－ 　 　℡　　　　－　　　－ |
| 変更内容 |  (4) | 事　 　　　　　項 |  変　　更　　前 |  変　　更　　後 |
|  |  |  |
| (5) | 変更年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　　　　　　　　　　　　　考 | 20211102改訂 |

　上記により、変更の届出をします。

　　 　 年　　　月　　　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　－ 　 　℡　　　　－　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

熊本県知事　　　　　　　　　様

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁区分 | 課長 | 文書分類 | 分類記号 | 006-004-001-001 | 主題名 | 届出又は報告に関する文書 | 保存期限 | ３年 |
|  本届書について、受理してよろしいか。　　　 　　　　　　　　　 起案　　 　　　年　　　月　　　日 |
| 課　長（所　長） | 審議員 （次　長） |  薬事班長 （次　長） |  監視麻薬班長 （課　長） | 主　幹 | 起 案 者 | 課　　員 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  　 |   |  |
|  |  |
|  衛生総合情報システム受付番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**【記入上の注意】**変更届書

１　太線枠以外に記入してください。

２　黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきりと記入してください。

３　提出先及び提出部数

・営業所（卸売販売業、再生医療等製品販売業）の所在地が熊本市の場合は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課へ１部

・薬局、製造所、店舗（店舗販売業）、営業所（卸売販売業、高度管理医療機器等販売業又は貸与業、再生医療等製品販売業）の所在地が熊本市以外の場合は、薬局、店舗又は営業所の所在地を管轄する県保健所へ１部

・配置販売業については、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課へ１部

・地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の所在地が熊本市の場合は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課へ１部。所在地が熊本市以外の場合は、薬局、店舗又は営業所の所在地を管轄する県保健所へ２部

４　記入方法

（注）以下の（　）内の番号は、変更届書の各項目の番号に連動しています。

(1) 次の業務の種別のうち、該当するものを記入してください。

　　　薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、卸売販売業、配置販売業、

（高度）管理医療機器販売業・貸与業、再生医療等製品販売業

(2) 許可番号及び年月日は、許可証に記載されている許可番号及び現在の有効期間の初日

の年月日を記入してください。管理医療機器販売業・貸与業の場合は、届出を行った年

月日を記入してください。

(4)

・ 登録販売者の変更の場合は。管理者の要件を満たしていない登録販売者の氏名の横に、「（研修中）」の記載をしてください。（例）熊本　太郎（研修中）

・業務に責任を有する役員の変更の場合は、変更後の役員が法第５条第３号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記入し、該当しないときは「なし」又は「全員なし」と記載してください。法第５条第３号ヘに該当するおそれのある者については、同欄に「別紙のとおり」と記入し、当該役員に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付してください。

　　記入例１）業務に責任を有する役員　取締役　〇〇　〇〇

法第５条第３号ヘに該当。「別紙のとおり」

　　記入例２）業務に責任を有する全ての役員について

法第５条第３号イからトへの該当　「全員なし」

法第５条第３項

イ　第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

ロ　第七十五条の二第一項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

ニ　イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年　法律第三百三号)その他

薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

ホ　麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ヘ　心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ト　薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者

※　法第５条第３号トについて、「薬局開設者」とあるのは、医薬品製造業者にあっては「製造業者」と、医薬品製造販売業にあっては「製造販売業者」と店舗販売業・配置販売業・卸売販売業にあっては「医薬品販売業者」と、高度管理医療機器等販売業貸与業にあっては「高度管理医療機器等の販売業者等」と、再生医療等製品販売業にあっては「再生医療等製品販売業者」と読み替えるものとする。

**【添付書類】薬局等の変更届書に係る添付書類一覧参照**

**※①～⑨及び⑮、⑯の項目については、変更した日から30日以内に提出してください。**

**※⑩～⑭の項目については、あらかじめ（変更前に）提出してください。**